

笑顔あふれるみと市民債

12月10日
募集開始



「笑顔あふれるみと市民債」は、市民の皆さまから直接資金をお借りして、水戸市のまちづくりに活かしていくものです。ぜひ、「笑顔あふれるみと市民債」をご購入いただき、未来に向けたまちづくりにご協力くださるようお願いいたします。

《お申込み期間》	平成 30 年 12 月 10 日（月）～21 日（金） ※ 先着順に受付け、申込総額が 4 億 5 千万円に達した時点で締め切らせていただきます。
《お申込み先》	常陽銀行，筑波銀行，水戸信用金庫，茨城県信用組合の水戸市内営業店窓口 ※ 購入についてのお問い合わせは、上記取扱金融機関にて承ります（裏面参照）。
《利 率》	平成 30 年 12 月 7 日（金）に上記営業店や市ホームページ等にて発表予定

《笑顔あふれるみと市民債を活用する事業》

市民センターの建設や小学校の長寿命化改良事業に活用する予定です。

発行概要

発行者	水戸市
発行額	4 億 5 千万円
期間	5 年（満期一括償還）
発行日	平成 30 年 12 月 28 日（金）
利払い日	年 2 回（6 月 28 日及び 12 月 28 日） ※ 休日の場合は前営業日になります。
償還日	2023 年 12 月 28 日（木）
購入できる方	水戸市に在住又は勤務の個人
購入限度額	来店者お一人様あたり 300 万円まで （最低 1 万円から 1 万円単位で購入できます。）
発行価格	額面 100 円につき 100 円
利率	12 月 7 日（金）発表予定 市ホームページでもご覧になれます。 http://www.city.mito.lg.jp



手続きに必要なもの

下記のものをお持ちのうえ、取扱金融機関の水戸市内営業店窓口にてお申込みください。詳細については各取扱金融機関にお問い合わせください。

- ① 本人確認書類（個人番号カード、運転免許証、健康保険証など）
- ② 取扱金融機関の預金通帳と債券取引通帳（金融機関によって手続き異なります）
- ③ 印鑑（通帳のお届け印）
- ④ お申込み時に購入代金が必要となります。なお、お申込みの営業店に普通預金口座をお持ちの場合、その口座からの振替も可能です。
- ⑤ マル優・特別マル優制度を利用される方は、利用資格を確認できる資料。

※ 手続きにより個人番号（マイナンバー）が必要となる場合があります。個人番号カード、個人番号通知カード等の個人番号が確認できる書類をお持ちください。

《購入についてのお問い合わせ先》

取扱金融機関は下記のとおりです。各取扱金融機関の水戸市内営業店窓口でも承ります。

- | | |
|------------------------|--|
| ●株式会社常陽銀行 0120-380-057 | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第45号,
加入協会:日本証券業協会,一般社団法人金融先物取引業協会 |
| ●株式会社筑波銀行 0120-328-140 | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第44号,
加入協会:日本証券業協会 |
| ●水戸信用金庫 029-222-3311 | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第227号 |
| ●茨城県信用組合 029-231-2131 | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第293号 |

《笑顔あふれるみと市民債全般に関するお問い合わせ先》

水戸市財政課 029-232-9131 , FAX 029-232-9298

水戸市ホームページ <http://www.city.mito.lg.jp>

お申込みにあたってご注意いただく事項

- ご購入に際しては、手数料はかかりません。
- 満期日前での中途換金ができますが、その場合は購入元本を下回ることがあります。
債券は市場で売買される金融商品なので、満期日前に売却して換金することができます。ただし、金利情勢の変動等により、満期日前に売却した場合、売却損が生じる場合があります。
- 「笑顔あふれるみと市民債」は、安全性の高い金融商品ではありますが、発行体である水戸市の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払が滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。
- ご購入の際には、契約締結前交付書面等の書面の内容を十分にご確認ください。
- 購入・換金につきましては、クーリング・オフの対象にはなりません。
- マル優・特別マル優制度がご利用になれます。
身体障害者手帳の交付を受けている方や、寡婦年金を受給されている方などが利用できます。
(平成18年1月1日より、障害のある方等を対象とする制度に変更されました。このため「満65歳以上の方(障害のある方等は除く)」の非課税制度利用の新規申込み及び限度額変更の受付ができなくなりました。詳細は取扱金融機関でご確認ください。)
- 紙による債券の発行ではありません。
一般債振替制度(債券のペーパーレス化)が平成18年1月より開始されたことに伴い、「笑顔あふれるみと市民債」は、券面(紙)による債券の発行をいたしません。購入されました債券は、取扱金融機関にある「振替口座簿」に記録され、利息や償還金は取扱店にある預金口座に自動的に入金されます。

《「笑顔あふれるみと市民債」Q&A》

Q1 「笑顔あふれるみと市民債」とは何ですか？

建設事業等の財源とする市債のうち、市民の皆さまのご協力により資金を調達するために水戸市が発行する債券です。調達する資金の用途を示すことにより、市の事業に関心を持っていただくことも目的のひとつです。

Q2 利息には課税がされますか？

利息は課税対象で、その20.315%(所得税15.315%(うち復興特別所得税0.315%)、地方税5%)が源泉徴収されます。(マル優・特別マル優を除く。)

Q3 購入対象者を「市内在住・在勤者」に限定するのはなぜですか？ 本人以外の名義でも購入できますか？

水戸市の行政施策の推進に参加していただくことを目的としているので、水戸市内の在住・在勤者に限定させていただきました。また、ご購入は本人名義に限らせていただきます。